指定訪問看護事業所の運営規程

第1条 医療法人祥星会が開設する訪問看護ステーションであいが実施する指定訪問看護事業の適正な 運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

- 第2条 要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。 (運営の方針)
- 第3条 指定訪問看護に携わる看護師等は、要支援者又は要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図る。
 - 2 指定訪問看護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

- 第4条 指定訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
 - (1) 名称 訪問看護ステーションであい
 - (2) 所在地 高知県宿毛市押ノ川 1052-1所在地 高知県幡多郡黒潮町佐賀 746-1(サテライト)

(従業員の種類、員数、及び職務内容)

- 第5条 指定訪問看護の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
 - ① 管理者 看護師1人

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供にあたる。

- ② 訪問看護職員、看護師 2.5 人(内常勤 1 人以上) 訪問看護職員は、指定訪問看護の提供にあたる。
- ③ 業務の状況に応じて、看護師等の数は増減する。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
 - (1) 営業日

月曜日~金曜日 (但し、国民の祝日、12月30日~1月3日までを除く。)

(2) 営業時間

午前8時45分~午後5時15分

(3) 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(指定訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次の通りとする。

指定訪問看護は、文書による主治医の指示に基づき、要支援者・要介護者等に対する心身の 機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問看護計画書 を作成するとともに、訪問看護計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明し、 医学の進歩に対応し適切な看護を提供する。

2 看護師等は、訪問看護報告書を作成し、訪問日、提供した看護内容等を記載する。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 宿毛市、四万十市、土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町、愛南町

(利用料その他の費用の額)

- 第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定 訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
 - 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費についても 無料とする。

(緊急時における対処方法)

第 10 条 指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(相談・苦情対応)

- 第 11 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問看護等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。
 - 2 ステーションは、前項の苦情内容について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する

(事故処理)

- 第12条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介 護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の 契約終了から5年間保存する。
 - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。 (虐待防止のための) 措置に関する事項)
- 第13条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。 虐待防止の対策を検討する会議を定期的に開催し、その内容、、結果について従業者に周知する。
 - 2 虐待防止のための研修受講を推進する。
 - 3 前各項目が適切に実施されるための担当者を置く(管理者)

(その他運営に関する留意事項)

- 第14条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者で なくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容 とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人祥星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附属) この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日一部改訂

平成19年3月1日一部改訂

平成23年4月1日一部改訂

令和 4年4月1日一部改訂